

議題	実務対応レベルの新規テーマ評価
項目	仮想通貨に係る会計上の取扱い (実務対応専門委員会による評価)

I. 基準諮問会議への検討要望の内容

(テーマ)

仮想通貨に係る会計上の取扱いについて (提案者：日本公認会計士協会)

(提案理由)

平成 28 年 6 月 3 日に公布された改正資金決済法は「仮想通貨」を定義した上で、「仮想通貨交換業者」に対して、登録制を導入し、財務諸表監査及び分別管理監査を義務付けた。改正法は 1 年以内に施行されるため、これに向けて事業者の登録や自主規制団体である事業者協会の認定などに関する準備が進められているところと認識している。

財務諸表監査を実施するに当たって、現在、財務諸表の作成基準であり、かつ、監査における適正表示の判断のよりどころでもある会計基準には、仮想通貨の会計処理に関する取扱いは存在していない。このため、業者間の比較可能性が確保された財務諸表の作成が困難であること、及び当該財務諸表を対象とする監査を受嘱するにあたって監査人から懸念の声がきかれる。仮想通貨を利用した取引については、グローバルに拡大しており、日本も同様である。現状は、比較的小規模の会社が交換業者として活動しているが、銀行グループによる仮想通貨の導入も検討されている。こうした仮想通貨の利用拡大と規制の導入を含めた環境整備に関する動きと足並みを揃え、会計上の取り扱いを明確にすることが必要と考える。そこで、仮想通貨に係る会計上の取扱いの明確化を要望する。

(具体的内容)

仮想通貨に関しては、仮想通貨交換業者及びその利用者である顧客が想定される。現状考えられる論点等については以下のとおりである。

(1) 保有する仮想通貨が参照する会計基準等について

現行の会計基準に当てはめた場合及び仮想通貨の性質を考慮した場合の二面から以下のとおり考察されるが、どのように取扱うべきか。また、下記以外の考え方もあるか。

① 現行の会計基準に当てはめた場合

仮想通貨は、法定通貨には該当せず(資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号)、それ自身が権利を表章するものではないため有価証券にも該当しない(金融商品取引法第 2 条)

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(注1)と考えられる。よって、現行の金融商品会計基準等における金融商品の範囲に含まれると解釈するのは難しいという意見がある。

仮想通貨は、需要と供給で価値が変動しており、金や一次産品等の「コモディティ」に概念的には類似するが、本源的価値があるわけではない(注2)。「コモディティ」との概念的な類似に鑑みると、棚卸資産の評価に関する会計基準における棚卸資産の範囲に含まれるというのは相対的に解釈上の無理が少ないという意見がある。ただし、本源的価値がゼロであることから、棚卸資産と相違する点も多いため、その点を反映すべきではないかといった意見がある。

② 仮想通貨の性質を考えた場合

仮想通貨は、決済手段として設計されている点が特徴的であり、必ずしも棚卸資産のように投資の成果を獲得することを意図しているわけではなく、モノ自体の価値というよりは市場の換金レートで価値が実現することができるものであるため、「外貨建ての現金」に準じた会計処理が適合するのではないかという意見もある。

(2) 取引に伴う会計処理

① 顧客からの預かり資産(仮想通貨)に関する会計処理

顧客からの預かり資産の計上時点及び計上要否についてどのように取り扱うべきか。

顧客からの預かり資産については、所有と占有が一致しているという事実(具体的には、秘密鍵の占有)に基づき仮想通貨交換業者は資産を計上し、その返還義務を負債として計上すべきではないかという意見がある。

認識時点としては、顧客と仮想通貨交換業者の契約条項に従うべきではないかという意見がある。

なお、預かり仮想通貨を資産及び負債として計上し、時価評価する会計処理を採用する場合には負債の時価評価という観点から、既存の会計基準との整合性が論点になるという意見がある。

② 仮想通貨に係る取引類型及び各取引の会計処理

仮想通貨交換業者において想定される取引類型の組み合わせを整理すると、以下4つの類型が現在のところ考えられる。

- a. 現物取引(自己取引)
- b. デリバティブ取引、信用取引、貸借取引(自己取引)
- c. 現物取引(委託取引)
- d. デリバティブ取引、信用取引、貸借取引(委託取引)

③ 評価及び換算方法

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

評価及び換算方法については、金融商品会計基準における時価のある金融商品又は外貨建取引会計等処理基準における期末日換算レートと同様に取り扱うことが考えられるが、複数の仮想通貨交換業者で異なる価格が観測されるため、通貨ペアごとに最も活発な市場を使う必要があるのではないかという意見がある。

④ 表示及び開示

どのような会計処理を採用したとしても、財務諸表上は「仮想通貨」として独立した科目をもって表示すべきという意見がある。

採用した期末日換算レート又は時価の参照元について、何らかの情報開示が必要ではないかという意見がある。

(注1)「第186回国会(常会)参議院 答弁書第二八号」(平成26年3月7日)においても同様の記述がある。

(注2) BIS 決済・市場インフラ委員会報告書「デジタル通貨」(平成27年11月23日)

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

II. テーマアップの要件への該当

1. テーマアップの要件を基にした、テーマアップの要否に関する分析は次のとおりである。

- (1) 広範な影響があるか。

本テーマ評価の対象範囲は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）に定める仮想通貨に係る会計処理であるため、会計処理に直接関係する当事者は、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者になると考えられる。

このうち、仮想通貨の利用者の会計処理については、今後仮想通貨の利用の増加が見込まれる可能性があるものの、現時点においては上場企業等での仮想通貨の保有は非常に限定的であり、会計実務において広範な影響を及ぼすものではないと考えられる。

また、仮想通貨交換業者の会計処理は、対象となる企業が限定されるため、会計実務において広範な影響を及ぼすものではないと考えられる¹。

- (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

本テーマは、仮想通貨交換業者に財務諸表監査が義務付けられたことから、当該仮想通貨交換業者における会計処理の明確化に関して、監査人から提案されたものである。

資金決済法に基づく仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用の観点からは、速やかに仮想通貨交換業者における会計処理を明確化するニーズが一定程度存在すると考えられる。

- (3) 会計実務における多様性はあるか（多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。）。

現時点では、会計処理を行う企業が少ないため多様性は認識されていない。

将来的には、複数の会計処理の選択肢があり得るため、仮に会計処理が明確に

¹ 現時点では、一般社団法人日本仮想通貨事業者協会に加盟する正会員は15社、一般社団法人日本ブロックチェーン協会に加盟する仮想通貨部門会員は8社となっている。

されない場合には、今後、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者において多様な会計実務が形成される可能性があると考えられる。

(4) 会計基準レベルのものではないか。

本テーマは、現行の会計基準では分類が難しいものを取り扱うものであり、会計基準レベルのものにも、ガイダンスレベルのものにも、両方成り得ると考えられる。

(5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。

仮想通貨の会計処理については、国際的に検討が行われておらず、今後、議論されるか否かも不明である点と、仮想通貨によるビジネスの今後の進展を予測することが難しいことを踏まえると、仮に実務対応報告等を開発する場合、当面のものとせざるを得ないと考えられる。その場合に開発に要する時間は、対象とする会計処理の範囲次第と考えられる。

III. 実務対応専門委員会における本テーマの評価

2. 第1項(1)に記載のとおり、現時点においては上場企業等での仮想通貨の保有は非常に限定的であり、会計実務において広範な影響を及ぼすものではないと考えられる。一方、第1項(2)に記載のとおり、資金決済法に基づく仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用の観点からは、速やかに仮想通貨交換業者における会計処理を明確化するニーズが一定程度存在すると考えられ、また、第1項(3)に記載のとおり、仮に会計処理が明確にされない場合には多様な会計実務が形成される可能性があると考えられる。

これらを踏まえると、仮想通貨交換業者及び仮想通貨の利用者の会計処理について、ASBJにおいて検討することが適切と考えられる。

3. ただし、第1項(5)に記載のとおり、現時点では、国際的に検討が行われておらず、また、仮想通貨によるビジネスの今後の進展を予測することが難しいことを踏まえ、

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

当面の取扱いとして、必要最小限の項目について開発することが適切であると考えられる。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

IV. 仮想通貨の概要

(仮想通貨の定義)

4. 一般的に、仮想通貨 (virtual currency) とは、金融活動作業部会 (FATF) の定義によれば、価値のデジタルな表章であって、通貨同様の機能を有するが、法定通貨ではないものとされている。また、ブロックチェーンなどの暗号技術を利用した仮想通貨は暗号通貨 (cryptocurrency) と呼ばれている。
5. 2016年6月3日に公布された資金決済法に規定する仮想通貨は、以下のいずれかに該当するものとされている(資金決済法第2条第5項第1号、第2号)。

(1) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産²を除く。) であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの (以下「1号通貨」という。)

(2) 不特定の者を相手方として(1)に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。) であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの (以下「2号通貨」という。)

1号通貨は代価の弁済等のために不特定の者を相手方として使用することができ、かつ、法定通貨と交換できる仮想通貨であり、2号通貨は不特定の者との間でそのような1号通貨と交換できる仮想通貨である。

6. 第5項に記載されている内容から、共通している事項を抽出すると、以下の3つの要件に整理することができる。

² 通貨建資産とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産をいう。

- (1) 物品購入等の代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができるもの(これと相互に交換できるものを含む。)
- (2) 電子的に記録された財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- (3) 法定通貨及び通貨建資産に該当しないもの
7. 第6項(1)及び(2)に記載のとおり、仮想通貨は、不特定の者との間の支払手段としての通貨的な機能を有する、電子的に記録された財産的価値に該当するものと考えられる。したがって、いわゆる電子マネー、プリペイドカード、ゲーム内通貨などの前払式支払手段や企業ポイントについては、通常の形態のものであれば、第6項(1)の要件を満たさず、仮想通貨には該当しないと言われている³。
8. また、第6項(3)に記載のとおり、仮想通貨は、円やドルなどの法定通貨や法定通貨建ての資産(例えば、預金、金銭債権)には該当しない。
9. さらに、仮想通貨は、金融商品取引法に定める有価証券の定義に含まれていないことから、金融商品取引法に定める有価証券にも該当しないと言われている⁴。

(我が国で取り扱われている仮想通貨の種類及び特徴)

³ 1号通貨の該当性に関しては、2016年12月28日に公表された事務ガイドライン案によれば、当局は申請者から以下の観点から詳細な説明を求めることとされている。

(1)「弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ことを判断するにあたり、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために仮想通貨を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等

(2)「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」ことを判断するに当たり、「発行者による制限なく、本邦通貨又は外国通貨との交換を行うことができるか」、「本邦通貨又は外国通貨との交換市場が存在するか」等

⁴ 2014年3月の参議院議員からのビットコインに関する質問に対して、政府は「ビットコインは通貨ではなく、それ自体が権利を表象するものでもないため、ビットコイン自体の取引は、通貨たる金銭の存在を前提としている銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業として行う行為や、有価証券その他の収益の配当等を受ける権利を対象としている金融商品取引法(昭和三十二年法律第二十五号)第二条第一項又は第二項に規定する有価証券等の取引には該当しない」と説明している。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

10. 今後、仮想通貨には様々な性格のものが新たに発生し得ると考えられるが、現時点では、ビットコインを中心に仮想通貨が取引されている。

【図表1】2017年3月7日時点の仮想通貨の時価総額⁵

仮想通貨の種類	時価（百万米ドル）	時価（億円）	割合（%）
Bitcoin	20,626	23,514	85
Ethereum	1,751	1,996	6
Dash	332	378	1
Ripple	226	258	1
Monero	216	246	1
その他	1,235	1,408	6
時価総額	24,386	27,800	100

11. 現時点で代表的な仮想通貨であるビットコインの特徴を記載する。

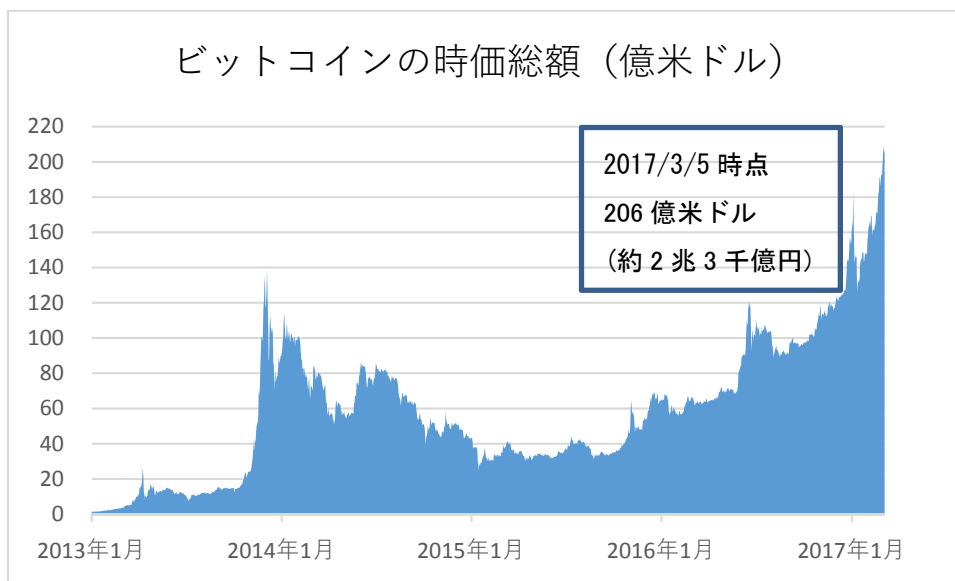
(1) 法定通貨との比較

法定通貨は中央銀行により発行され、その発行は中央銀行により管理されているが、ビットコインには特定の発行者は存在せず、あらかじめ定められた一定のペースで上限21,000,000BTCまで自動的に作成される仕組みであるという特徴を有している（2017年3月5日現在のビットコインの発行高は、16,199,125BTC⁶）。ただし、法定通貨のように中央銀行など価値を保証する信頼された第三者が存在しないことから、その取引価格は不安定になる側面がある。

⁵ coinmarketcap.comによる (<http://coinmarketcap.com/>)。1米ドル=114円で換算。

⁶ Blockchain.infoによる (<https://blockchain.info/>)。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

【図表 2】 ビットコインの時価総額推移 (億米ドル)⁷【図表 3】 ビットコインの価格推移 (米ドル)⁸

(2) 電子マネーとの比較

ビットコインには管理者が存在しないことから、電子マネーのように特定の第三者が管理するサーバー上の台帳に取引が記録されるのではなく、暗号技術

⁷ 脚注 6 に同じ。1 米ドル=114 円で換算。

⁸ 脚注 6 に同じ。1 米ドル=114 円で換算。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

を利用して P2P⁹ネットワーク上の公開台帳に取引が記録されるという特徴を有している。ビットコインの保有者は、暗号技術により、P2P ネットワーク参加者間の中でビットコインを送付（取引）することができ、公開台帳にすべての取引が記録される¹⁰。

（仮想通貨の取引に関与する者）

12. 仮想通貨交換業者及びその顧客である仮想通貨の利用者が取引に関与することが想定される。
13. まず、仮想通貨交換業者は、仮想通貨販売所として顧客との間で仮想通貨の売買を行うことや、仮想通貨取引所の運営主体として顧客の仮想通貨の売買を媒介等することなどを行う。
14. また、仮想通貨の利用者は、商品の購入代価の支払手段として利用するために仮想通貨を取得することや、価格変動により利益を得る投資目的で仮想通貨を取得することなどを行っているものと考えられる。
15. 仮想通貨の取得方法には、主に以下の2つの方法がある。

(1) 仮想通貨販売所を通じた取得

仮想通貨交換業者は、仮想通貨販売所において自らの資金を用いて仮想通貨を在庫として取得し、仮想通貨の販売を行っている。

(2) 仮想通貨取引所を通じた取得

仮想通貨交換業者は、仮想通貨取引所を通じて顧客の間に立って両者を当事者とする売買契約の成立に尽力する媒介業務を行っている。

なお、仮想通貨交換業者は、資金決済法により、自己の提供するサービスに関して顧客から金銭及び仮想通貨を預かり、管理することができることとされている。

⁹ P2P (Peer to Peer) は、ネットワークに接続されたコンピューター同士が端末装置として対等 (peer) の立場、機能で直接通信するものである。

¹⁰ 取引は一定量ごとにブロックにまとめられた上で承認がなされるが、承認が行われるためには対象となるブロックに含まれる取引情報等を基礎とする一定の計算を解くことが必要な仕組み (Proof of Work) となっており、この計算を最初に解いた参加者 (採掘者 (マイナー)) に報酬としてビットコインが与えられる仕組みになっている。

(仮想通貨の私法上の取扱い)

16. 仮想通貨は資金決済法において定義されたものの、民法や商法などの私法上の位置づけが明確ではなく、仮想通貨に財産権は認められるのかどうか¹¹やどのような場合に仮想通貨は移転するのかについて法令上明らかではない。

(仮想通貨の税法上の取扱い)

17. 2016年12月22日に閣議決定された「平成29年度税制改正の大綱」によれば、資金決済法に規定する仮想通貨の譲渡については消費税を非課税とすることとされている。
18. 一方、現時点においては、仮想通貨についての他の所得税法、法人税法、相続税法上の具体的な取扱いについては通達等で明らかにはされていない¹²。

(仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査)

19. 仮想通貨交換業者には、その財務諸表の内容について公認会計士又は監査法人による外部監査を受ける義務（資金決済法第63条の14）が課せられている。
20. 改正後の資金決済法は、公布日（2016年6月3日）から起算して1年以内の政令指定日から施行することとされており、現時点においては、2017年4月を施行日とすることが予定されている。

また、2016年12月28日に公表されている仮想通貨交換業者に関する内閣府令（案）によれば、仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査に関する規定については経過措置が設けられており、施行日（2017年4月）の属する事業年度の翌事業年度から適用することとされている。

¹¹ 例えば、ビットコインについては、所有権の客体が原則として有体物に限定されていること（民法第206条、第85条）などを理由に、所有権の客体にはならないとの判例がある（東京地裁 2015年8月5日）。

¹² 2014年2月の参議院議員からのビットコインによる取引の課税関係に関する質問に対して、政府は「個別具体的な課税関係については、個々の事実関係に基づき判断すべき事柄であり、また、お尋ねの「ビットコインによる取引」の内容が明らかでないことから、一概にお答えすることは困難であるが、一般論としては、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）等に定める課税要件を満たす場合には、課税の対象となる。」と説明している。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

V. IASB における議論

21. IASB は、2015 年 8 月に「2015 年アジェンダ協議」を公表した後の議論の過程で、仮想通貨を今後のトピックになり得るものとして取り上げたものの、2015 年アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメントの公表にあたっては、今後の作業計画にもリサーチ・パイプラインの項目にも含めていない。
22. 2016 年 7 月にオーストラリア・ニュージーランド会計士協会（CAANZ）とオーストラリア仮想通貨商工会（ADCCA）は、IFRS 解釈指針委員会宛てに、「仮想通貨に関する会計処理」のレターを提出（submission）しているが、IFRS 解釈指針委員会からのアナウンスはない。
23. 2016 年 12 月の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）においても、オーストラリア会計基準審議会（AASB）が作成したアジェンダ・ペーパーをもとに仮想通貨の会計処理が議論されている。当該アジェンダ・ペーパーでの AASB の分析及び評価は以下のとおりである。
 - (1) 仮想通貨に対して適用される IFRS の会計基準は明確になっていないため、現行の IFRS に基づき、各資産への分類を仮定しながら検討を行っている。
 - (2) 検討の結果、中央銀行等の信用付与や法律上の裏付けがない仮想通貨は「現金（通貨）」に該当せず、現金に対する価値の変動が大きいため「現金同等物」の定義を満たさず、仮想通貨自体が他者への「契約」に基づく資産ではないため金融商品には該当しないとして、棚卸資産又は無形資産のいずれかになるとしている。
 - (3) 仮想通貨が棚卸資産に該当するかどうか（棚卸資産に該当しない場合、仮想通貨は無形資産に区分されることになるとしている。）について、棚卸資産の定義の要件である「通常の営業過程」において保有されるかどうかは明確でなく、仮に棚卸資産に該当するとしても、コモディティに当たるのか通常の棚卸資産に当たるのかが明確でないとしている。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (4) AASB は、仮想通貨に係る IFRS での解釈上の問題の本質は、投資目的で保有する無形資産やコモディティに関するガイダンスが不足していることであると考えている。また、仮想通貨の測定方法について概念フレームワークの公開草案等に照らして検討した場合、販売コスト控除後の公正価値で測定（差額は純損益で認識）すべきとしており、通常の棚卸資産（低価法）や無形資産（原価モデル又は再評価モデル（増加分はその他の包括利益で認識））の評価方法には目的適合性がないとしている。
- (5) 基準設定活動として、仮想通貨の問題にとどまらず、投資目的の無形資産やコモディティへの問題へも対処できるように新たな会計基準の開発を行うべきとしている。

24. ASAF 会議の議事録には、以下が記載されている。

「意見交換を踏まえ、AASB の代表は、IASB がアジェンダ協議を終えたばかりの状況であり、このプロジェクトを IASB のアジェンダに追加する適切なタイミングではないと考えられることに同意した。しかしながら、AASB の代表は IASB がこの分野の発展を引き続きモニターしていくべきであると提案し、IASB 議長はこの提案に同意した。」

VI. 会計上の論点

25. 仮想通貨交換業者及び利用者における会計処理を明確化する上で、必要最小限のものとしては、以下が考えられる。

(1) 仮想通貨の期末評価

仮想通貨について、その経済的な性質を踏まえ、期末評価をどのように行うべきかが会計上の論点になると考えられる。

(2) 顧客からの預かり資産(仮想通貨)に関する会計処理

顧客からの預かり資産（仮想通貨）を仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

すべきかどうか会計上の論点になると考えられる。

(3) 仮想通貨交換業者の損益計算書上における表示

仮想通貨交換業者が仮想通貨販売所において仮想通貨を販売する場合に、仮想通貨交換業者の損益計算書上において、仮想通貨の取引に係る損益を総額で売上高に表示すべきか、あるいは、仮想通貨の取引に係る損益を純額で売上高に表示すべきかが会計上の論点になると考えられる。

以 上